平成２９年（フ）第２２７号
川崎市幸区古市場1830番地４　パルデンスエンゼル　203
債務者　戸塚　実紀
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
川崎市高津区新作３丁目19番５－201号　レオパレスアネックスリバティー
債務者　石垣　敏一
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
川崎市幸区南加瀬４丁目17番18―303号　サンロイヤル日吉
債務者　小林奈穂子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
川崎市中原区上小田中６丁目33番３－406号　市営住宅
債務者　金澤　由香（旧姓山代）
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７６号
川崎市麻生区岡上1624番地11
債務者　石井　　亨
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
川崎市中原区中丸子571番地14　第二ハイツ中新　３－Ｄ、前住所横浜市鶴見区矢向５丁目５番39－５Ｄ号
債務者　永山　哲也
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
川崎市宮前区菅生４丁目５番１－103号
債務者　峰野　暁光
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２３号
川崎市幸区鹿島田３丁目６番36―302号　グラテース
債務者　北畑　望美
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３９号
川崎市宮前区東有馬３丁目６番33―204号　みさきスカイシャトー、前住所川崎市宮前区菅生ケ丘34番１　104号　アーバンハイツ菅生ケ丘
債務者　鈴木　篤史
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
北海道旭川市豊岡６条２丁目７番１号　豊岡６．２　203
債務者　岩橋　康博
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２２号
北海道旭川市豊岡６条２丁目７番１号　豊岡６．２　203
債務者　岩橋　順子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１５４号
大阪府八尾市上之島町北１丁目69番地の11　サンハイツ101号
債務者　加藤　正嗣
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２１０号
大阪市住之江区浜口西１丁目13番６号　プレアール住吉公園305
債務者　辰巳翔太郎
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３７６号
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番１－801号
債務者　村上　顕洞
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５３２号
大阪府豊中市宮山町４丁目８番１－205号
債務者　桑原　　健（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部